

サービス利用料金表

介護保険基本料金〔看護小規模多機能型居宅介護費〕(月あたりの定額料金)

要介護度	単位数		1割負担		2割負担		3割負担	
要介護 1	12,447	単位	13,269	円	26,537	円	39,806	円
要介護 2	17,415	単位	18,565	円	37,129	円	55,693	円
要介護 3	24,481	単位	26,097	円	52,194	円	78,291	円
要介護 4	27,766	単位	29,599	円	59,197	円	88,796	円
要介護 5	31,408	単位	33,481	円	66,962	円	100,443	円

※1 横須賀市は4級地となります。(1単位=10.66円)

※2 介護保険負担割合証に記載された割合に応じた料金となります。確認の為、介護保険負担割合証をご提示ください。

短期利用居宅介護費(短期宿泊のみ利用の場合)(1日につき)

要介護度	単位数		1割負担		2割負担		3割負担	
要介護 1	571	単位	609	円	1,218	円	1,826	円
要介護 2	638	単位	681	円	1,361	円	2,041	円
要介護 3	706	単位	753	円	1,505	円	2,258	円
要介護 4	773	単位	824	円	1,648	円	2,472	円
要介護 5	839	単位	895	円	1,789	円	2,683	円

訪問看護体制減算(1月につき)

- ・主治医の指示に基づく看護サービスの提供が30/100未満
- ・緊急時訪問看護加算の算定率が30/100未満
- ・特別管理加算の算定率が5/100未満

要介護度	単位数	
要介護 1	925	単位
要介護 2	925	単位
要介護 3	925	単位
要介護 4	1,850	単位
要介護 5	2,914	単位

医療訪問看護減算(1月につき)

- ・末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等により医療保険の訪問看護が行われる場合

要介護度	単位数	
要介護 1	925	単位
要介護 2	925	単位
要介護 3	925	単位
要介護 4	1,850	単位
要介護 5	2,914	単位

訪問看護特別指示減算(1日につき)

- ・急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある特別指示又は特別指示書により、医療保険の訪問看護が行われる場合

要介護度	単位数	
要介護 1	30	単位
要介護 2	30	単位
要介護 3	30	単位
要介護 4	60	単位
要介護 5	95	単位

【加算・減算の説明】 利用者の状況や職員体制等により下記の加算が算出されます。

2026年4月1日

加算項目	内 容	単位数
サービス提供が過少である場合の減算	算定月における提供回数について、週平均1回に満たない場合、又は登録者一人当たり平均回数が週4回に満たない場合	所定単位数の70/100減
業務継続計画未実施減算	感染症や非感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画の策定及び必要な措置を講じていない場合	所定単位数の1/100減
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生またはその再発を防止するための要件に係る、必要な措置を講じていない場合	所定単位数の1/100減
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束適正化に係る、指針の策定、委員会の開催及び敵的な研修等必要な措置を講じていない場合	所定単位数の1/100減
△ 初期加算	利用を開始した日から起算して30日以内の期間、又は30日を超える入院後に利用を再開した場合	30/日
認知症加算(Ⅰ)	・認知症介護実践リーダー研修等修了者を最低1名配置 ・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的なケアを実施 ・従業者に対して、認知症ケアに関する会議を定期的開催 ・認知症介護指導者研修修了者を配置 ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成と実施	920/月
認知症加算(Ⅱ)	・認知症介護実践リーダー研修等修了者を配置 ・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的なケアを実施 ・従業者に対して、認知症ケアに関する会議を定期的開催	890/月
△ 認知症加算(Ⅲ)	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、看護小規模多機能型居宅介護を行った場合	760/月
△ 認知症加算(Ⅳ)	要介護2以上かつ認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者に、看護小規模多機能型居宅介護を行った場合	460/月
△ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため緊急に短期利用居宅介護を利用する場合に利用を開始した日から7日を限度として	200/日
△ 若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症(初老期における認知症)によって要介護者となった者。但し認知症加算を算定している場合は算定しない	800/月
栄養アセスメント加算	管理栄養士が介護職員等とともに栄養アセスメントを行った場合	50/月
栄養改善加算	低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合に3月以内の期間に限り1月に2回を限度として算定	200/回
△ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合	20/回
△ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合	5/回
△ 口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して口腔機能向上サービスを行った場合に1月に2回を限度として算定	150/回
△ 口腔機能向上加算(Ⅱ)	口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して口腔機能向上サービスを行った場合に1月に2回を限度として算定	160/回
△ 退院時共同指導加算	病院や介護老人福祉施設等を退院の際、事業所の看護師等が共同で退院指導を行った場合	600/回
△ 緊急時対応加算	24時間連絡できる体制にあって、緊急時における訪問及び緊急時における宿泊を必要に応じて行う体制にある場合	774/月
△ 特別管理加算(Ⅰ)	在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレもしくは留置カテーテル	500/月
△ 特別管理加算(Ⅱ)	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 人工肛門または人工膀胱を留置している状態 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	250/月
△ ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,500/月
看護体制強化加算(Ⅰ)	事業所が医療ニーズの高い利用者への提供体制を強化した場合	3,000/月
看護体制強化加算(Ⅱ)	事業所が医療ニーズの高い利用者への提供体制を強化した場合	2,500/月
訪問体制強化加算	事業所が居宅における生活を継続するための提供体制を強化した場合	1,000/月

	加算項目	内 容	単位数
○	総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	①利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ多職種協同により計画書の見直しを行っている ②地域の病院等に事業所が提供できるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っている ③利用者の地域における活動が確保されるよう地域住民との交流を図り行事や活動に参加している ④日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること ⑤必要に応じて生活支援のサービスが包括的に提供されるような計画を作成していること ⑥地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、状態に応じた支援を行っていること ⑦障害福祉サービス事業所、児童福祉施設と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること ⑧地域住民等、他事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施していること ⑨市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること ⑩地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること	1,200/月
	総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	①利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ多職種協同により計画書の見直しを行っている ②利用者の地域における活動が確保されるよう地域住民との交流を図り行事や活動に参加している ③地域の病院等に事業所が提供できるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っている	800/月
△	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	利用者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価し、少なくとも3月に1回評価し情報を厚生労働省に提出すること 多職種が共同し褥瘡ケア計画を作成し、定期的に記録すること	3/月
△	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	上記に加え、褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について、褥瘡の発生がないこと	13/月
△	排せつ支援加算(Ⅰ)	利用者ごとに医師又は看護師が評価し、その後少なくとも3月に1回評価し、厚生労働省に提出すること 多職種が共同し支援計画を作成し支援を継続すること 少なくとも3月に1回入所者ごとに支援計画を見直していること	10/月
△	排せつ支援加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件に加え、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに悪化がないこと、又はおむつありからなしに改善していること、施設入所時又は利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について尿道カテーテルが抜去されたこと	15/月
	排せつ支援加算(Ⅲ)	(Ⅰ)の要件に加え、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに悪化がないこと、施設入所時又は利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について尿道カテーテルが抜去されたこと、かつ、おむつ使用ありからなしに改善していること	20/月
	専門管理加算	イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合 ・悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている利用者 ・真皮を越える褥瘡の状態にある利用者 ・人工肛門又は人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者 ロ 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合 ・診療報酬における手順書加算を算定する利用者	250/月
	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	Ⅱの要件に加え、見守り機器等テクノロジーを複数導入し、取組による成果が確認された場合	100/月
○	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的にしていること	10/月
○	科学的介護推進体制加算	利用者ごとの必要情報を厚生労働省へ提出し、計画書の見直しやPDCAサイクルにより質の高いサービスを実施する体制を構築すること	40/月
○	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	下記のいずれかに該当することに加え、従業者ごとの研修計画の作成、実施し、情報伝達や技術指導の会議を定期的開催していること及び定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。 ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること ②勤続10年以上で介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること	750/月 25/日
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること	640/月 21/日
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	下記のいずれかに該当すること ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること ②直接サービス提供する職員の総数のうち、常勤職員が60%以上 ③直接サービス提供する職員の総数のうち、勤続7年以上の者が100分の30以上であること	350/月 12/日

【加算・減算の説明】 利用者の状況や職員体制等により下記の加算が算出されます。

2024年6月1日

	加算項目	内 容	単位数
○	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅱに加え、下記の要件を満たしている場合 ・経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること	149/1,000
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅲに加え、下記の要件を満たしている場合 ・改善後の賃金年額が一定賃金以上が1人以上 ・職場環境の更なる改善・見える化	146/1,000
	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	介護職員等処遇改善加算Ⅳに加え、下記の要件を満たしている場合 ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	134/1,000
	介護職員等処遇改善加算Ⅳ	介護職員等処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金の配分 ・職場環境の改善 ・賃金体系等の整備及び研修の実施等	106/1,000

※基準単位以外で○のある部分は、全員に加算されます。

※基準単位以外で△のある部分は、ご利用された場合に個人に加算されます。

※基準単位以外で印ない部分は、体制が整いご利用された場合に個人に加算されます。

介護保険の給付対象とならないサービス

【宿泊費・食費】

内容	金額	税区分
朝食	540 円	非課税
昼食	760 円	非課税
夕食	650 円	非課税
1日額	1,950 円	非課税

内容	金額	税区分
宿泊費	1,750 円/日	非課税

【その他のサービス】

サービス内容	利用料金	税区分
①外出時等の付き添い(近隣の散歩は除く) ご契約者の希望による外出時等の付き添いを行います。 (介護保険サービス以外)	職員1名につき、 30分 800円	内税
②外出時の駐車場、有料道路等の費用	実費	—
③理容 月2回(第2火曜日・第3月曜日)、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃)をご利用頂けます。	調髪1,500円、顔剃500円 (※事業者料金表による)	内税
④おやつ代	1回 110円	税込
⑤その他の特別な食費	実費	—
⑥おむつ代	実費	外税
⑦洗濯代(希望により)	1回 400円	内税
⑧外出・趣味活動 ご契約者のご希望による外出行事・趣味活動に参加して頂けます。 行事 : 遠足(随時)、地域交流外出行事(随時) など 趣味活動 : 手芸、工作等	係る費用、材料代等の実費	—
⑨複写物の交付 ご契約者のご希望により、書類等のコピーを行なった際は実費相当分としての金額をご負担頂きます	モノクロB5/A4/B4/A3 1枚1 1円 フルカラーB5/A4/B4 1枚5 5円 フルカラーA3 1枚8 8円	税込
⑩破損修理 ご契約者の責による器物の破損においては、修理に係る実費をご負担頂く場合があります。	実費	—
⑪電気使用料 ご契約者の希望により、電気製品をお持ち込みになり、施設の電源を使用する場合 電気使用量をご負担頂きます。 例 1、暖房器具(電気あんか、電気毛布等) 2、加湿器、空気清浄機 3、ラジカセ 4、携帯端末等、充電を要する機器	1品目につき 1日22円	税込